

2025 年 7 月

工事受注者各位

成田国際空港株式会社
成田国際空港建設工事安全衛生協議会 事務局

「成田国際空港建設工事安全衛生協議会」への加入・連絡先登録のお知らせ

成田国際空港株式会社(以下「NAA」という。)では 500 万円(税込)を超える工事を受注された全ての事業者様に対し、工期中の労働災害や事故防止及び作業員の健康保持増進を目的とした、成田国際空港建設工事安全衛生協議会へ自動加入して頂くことになっております。

当協議会では、安全大会の開催や労働基準監督署との合同安全パトロールの他、無事故・無災害・無違反を達成した会員に対する安全表彰の実施、安全衛生や労働災害防止の知識習得に係る研修会、空港に特有な安全情報の提供などの啓蒙活動を行い、受注者様と共に安全水準の向上に努めます。

つきましては、工事を受注されましたら、別紙「連絡先届」に必要事項をご記入のうえ、下記事務局までご提出くださいますよう、お願いいたします。

当協議会の主旨をご理解のうえ、協議会活動にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔お問合せ先〕「成田国際空港建設工事安全衛生協議会」事務局

〒 282-8601 千葉県成田市成田国際空港内 NAAビル

成田国際空港株式会社 工事部 工事管理グループ内

TEL:0476-34-4707 FAX: 0476-34-5490 E-mail:aneikyo@naa.jp

成田国際空港建設工事安全衛生協議会規約（抜粋）

（目 的）

第1条 成田国際空港建設工事安全衛生協議会（以下「協議会」という。）は、安全推進規程第16条に基づき、空港における工事の安全衛生にかかわる啓蒙、及び関係者の相互研鑽を通じて、成田国際空港株式会社が発注する工事における労働安全衛生法等の関連法令の遵守と安全管理体制の充実を図り、工事の発注及び施工における安全水準向上に努めることを目的とする。

（活動内容）

第2条 前条の目的を達成するため協議会は、次の活動を行う。

- (1) 空港における工事の労働災害防止対策に関する指導と助言、連絡調整及び協議
- (2) 空港における工事の労働災害等の調査と統計に関する事項
- (3) 空港における工事の安全衛生に係る啓蒙と情報の共有

（構 成）

第3条 協議会の会員は、成田国際空港株式会社から、500万円（税込）を超える建設工事を請け負った事業場及び建設工事を行うNAAグループ会社をもって構成する。

2 会員は、協議会活動に積極的に参加し、安全水準の向上に努めるものとする。

（入会及び退会）

第4条 第3条第1項に規定する建設工事を請け負った事業場は、当協議会に自動加入となる。工事契約締結後、速やかに別添「連絡先届」を事務局に提出し、入会の手続きを行う。なお、入会費は無償とする。

2 会員は、受注した工事の工期満了をもって自動的に退会となる。

（安全大会）

第7条 安全大会は、原則として年1回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 安全大会は、会員による具体的な事例発表等を行うことにより労働安全衛生の啓蒙を行う。
- 3 安全大会は、全会員の出席を原則とする。
- 4 安全大会において、安全に関する優良事業者を表彰する。
- 5 重大な労災事案等が発生し、緊急に注意喚起が必要な場合には臨時安全大会を開催する。

（表 彰）

第8条 協議会は、会員の中で無事故・無災害・無違反を達成した事業場について、安全表彰を行うものとする。表彰の要領については別に定める。

第5条（役員の選任）、第6条（顧問）、第9条（分科会の設置）、第10条（事務局）、第11条（雑則）は省略

成田国際空港建設工事安全衛生協議会 主な活動内容

1. 安全大会の実施（5月）／安全表彰式の実施
2. 労働基準監督署との合同安全パトロールの実施（夏季、年末）
3. 自主安全パトロールの実施（年1～2回）
4. 安全衛生や労働災害防止の知識習得に係る研修会の実施（年2～3回）
5. 労働災害防止や安全意識啓発（ヒヤリハット事例含む）に係る関係資料及び情報の提供